

東北学生卓球連盟申し合わせ事項

1. シード会議・組み合わせについて

- ・シード会議において本連盟は人為的な部分を一切なくすために、シード規定に当てはまらない部分、及びシード規定において同等とみなされる場合は全て抽選とする。但し、大学間のバランス及び大学内のバランスは考慮する。
- ・組み合わせ会議においても、本連盟は人為的な部分を一切なくすために全て抽選とする。但し、大学間のバランス及び大学内のバランスは考慮する。

2. 団体戦について

- ・本連盟主催の団体戦の選手登録は、当該大会の当日開会式までに行う。
- ・本連盟主催の団体戦において、1複4単の場合は4人、1複6単の場合は6人の最低人員を要するが、各方式とも1名減でも1番を棄権として試合に参加することができる。但し、リーグ戦においては試合に参加することはできるが成績の対象外とし、記録上は棄権扱いとする。
ここでいう最低人員とは、登録選手の人数ではなく実際に試合に出場する人数である。特にI部校には厳しい扱いのようであるが、I部校の義務として選手確保も努力してほしい。
- ・春季リーグ戦でI部校が6人の最低人員を確保できず棄権扱いとなる場合は、特例としてインカレ予選に参加することができる。
この場合のインカレ予選の方法は次の通りとする。
但し、この場合男女とも最低4人の試合出場を要する。

- * 1次予選 III部優勝校 対 IV部優勝校
- * 2次予選 II部優勝校 対 1次予選勝者
- * 代表決定戦 代表権を得ていないI部上位校 対 2次予選勝者

- ・最下部リーグの参加校が9校を越えた場合は、A・Bの2リーグに分ける。
- ・この場合は、組み合わせを以下のように決定する。

(男子IV部・女子II部) A	(男子IV部・女子II部) B
前回男子III部・女子I部6位	前回男子IV部・女子II部2位
前回男子IV部・女子II部4位	前回男子IV部・女子II部3位
前回男子IV部・女子II部5位	前回男子IV部・女子II部6位
前回男子IV部・女子II部8位	前回男子IV部・女子II部7位

- ・間が抜けていれば、その分だけ繰り上げる。
- ・リーグ戦で1試合でも棄権した場合は、その時点でリーグ戦自体を棄権したものとみなす。順位決定戦はこれにあたらない。

- ・日学連に登録できないチームはインカレ予選には出場できない。
- ・団体戦では前半のシングルスに出る選手同士でダブルスを組むことはできない。
- ・団体戦のエントリーは1複6単では12名、1複4単では8名までとする。
- ・“5.”に記載されている「B 外国人留学生選手」に関しては、エントリーは2名まで、出場はそのうち1名の単複いずれか1回に限る。

3. シード規定（詳細）

(1) 東北学生卓球選手権大会

- イ. シード枠は、男子シングルス16・女子シングルス8・男子ダブルス8・女子ダブルス4とする。
- ロ. 前年度当該大会ランキング保持者（組）・前年度全日学出場者（組）・前年度会長杯ベスト4・当年度加藤杯ベスト4までをシード選考資料の対象とする。
- ハ. ダブルスにおいて組み替えは考慮しない。

(2) 加藤杯争奪新人選手権大会

- イ. シード枠は、男子団体4・女子団体4・男子シングルス16・女子シングルス8・男子ダブルス8・女子ダブルス4とする。
- ロ. 団体戦において前年度ベスト4の大学が出場しない場合は、前年度秋季リーグ戦の上位校よりシードする。
- ハ. 前年度加藤杯ベスト8・前年度東北学生ランキング保持者（組）、前年度全日学出場者（組）までをシード選考資料の対象とする。
- ニ. ダブルスにおいて組み替えは考慮しない。
- ホ. シングルスにおいて新入生は男子8シード・女子4シードには入らない。

(3) 会長杯争奪卓球大会

- イ. シード枠は、男子団体4・女子団体4・男子シングルス16・女子シングルス8とする。
- ロ. 団体戦において前年度ベスト4の大学が出場しない場合は、当年度秋季リーグ戦の上位校よりシードする。
- ハ. 前年度会長杯ベスト8・当年度東北学生ランキング決定戦敗者、当年度全日本学生代表決定戦敗者までをシード選考資料の対象とする。

(4) 全日本学生卓球選手権大会

- イ. シード枠は、各種目ともに予選枠数とする。
- ロ. 当年度東北学生ランキング保持者（組）・前年度全日学出場者をシード選考の対象とする。
- ハ. ダブルスにおいて組み替えは考慮しない。

4. ランキング審査規定（詳細）

- (1) その大会の優勝者（組）を1位、準優勝者（組）を2位とする。
- (2) ベスト4の残りの2選手（組）を3位～4位とする。
- (3) ベスト8の残りの4選手（組）を5位～8位とする。
- (4) ベスト16の残り8選手（組）を9位～16位とする。

- (5) 3位～16位までの審査は前年度のランキングを、次に他の成績を審査の基準とする。
- (6) (5) でいう他の成績とは次の通りとする。
 - *前年度全日学出場者（組）
 - *前年度会長杯シングルスベスト8
 - *前年度加藤杯ベスト8
- (7) 当該大会・当該種目の実戦内容によってランキングを審査する場合は、所属大学・学年等を一切選考資料の対象にしないこと。
又、優勝者・準優勝者に敗れたからといってその者のランキングが上位にくるとは限らない。

5. 日学連登録規定

- ・日学連登録選手は以下に定める加盟有資格校の学生とし、当該年度の4月1日現在で28歳未満の者に限る。登録期間は通常履修年限とする。尚、転校・編入等、登録校の変更があって日学連に再登録しようとする者の登録期間の扱いに関しても以下に定める。
 - *加盟資格
 1. 学校教育法に基づく大学・短期大学・専門学校の卓球部。但し、大学院及び通信教育の学生を除く。
 2. 法律によって設置された大学校の卓球部。
 - *「登録校の変更があって日学連に再登録しようとする者の登録可能期間」は、「変更後の登録校の通常履修年限」より、「変更前に既に登録をした実績年数」を引いた年数とする。「変更前に既に登録をした実績年数」が「変更後の登録校の通常履修年限」と同じか又はそれを越える場合においては日学連に再登録することはできない。その他の場合も、以上の考え方に準じて判断するものとする。
- ・日学連に所定の手続きを経て登録した選手は全て競技資格を有する。但し、停学謹慎中の者、及び休学中の者はその期間内については出場資格を与えない。
- ・登録に関する基準は次の通りとする。
 1. 基本的の同一校は単一登録とする。
 2. 所在地が複数の支部に分かれている場合は別登録とする。
 3. 大学付属（系列）の短大・専門学校の登録については、単一登録・別登録のいずれの登録形態を取ることにも可能とする。但し、一旦決定した登録形態は正当な理由がない限り、変更することはできない。
 4. 上記基準の厳密な適用が困難な場合には、東北学連において判断するものとするが、その判断が不当と認められた場合には、日学連においてこれをくつがえすことができるものとする。

- ・外国籍の選手が日学連に登録する際には外国人登録証明書（カード）のコピーを提出しなければならない。
提出された外国人登録証明書の「在留の資格」欄の内容により、日学連では外国籍の選手を次の3種類に大別する。
 - A. 日本に永住権を有する者。・・・「永住者」「特別永住者」
 - B. 一定期間の査証を取得（更新）し、一時的に日本に滞在する留学生。
・・・「留学・就学」
 - C. 一定期間の査証を取得（更新）し、一時的に日本に滞在する者で、留学以外の資格や目的によるもの。・・・「就労」「研修・短期」等
- ・以上の大別にに基づき、日学連では、それぞれを次の通り扱う。
 - A. 日本選手との間に、一切の取り扱いの差別を行わない。
 - B. 「外国人留学生選手」と称し、日学連への登録は妨げないが、大会出場に関しては一部制限を受ける場合もある。
 - C. 「研修」「短期滞在」の資格の者は本連盟への登録を認めない。
就労が認められている資格の者については、経済的理由等により夜間主コース在学資格の者がほとんどなので、当該留学生ごとに理事会において審議の上、登録の可否を決定する。